

半田市総合評価競争入札試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、半田市が発注する建設工事のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2（第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する価格と価格以外の要素を総合的に評価して最も有利な者を落札者として決定する方法（以下「総合評価落札方式」という。）による競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）の試行について必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式の試行対象は、一般競争入札（半田市制限付き一般競争入札実施要綱に規定する制限付き一般競争入札を含む。以下同じ。）及び指名競争入札に付する建設工事の中から市長が決定するものとする。

(入札参加資格)

第3条 総合評価競争入札における入札参加資格には、必要な事項のほか公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第11条に規定する競争参加者の技術的能力の審査が適正に行われるように、当該入札に参加しようとする者についての工事の経験、施工実績の評価、当該工事に配置が予定される技術者の工事経験その他の技術的能力（以下「技術的能力」という。）に関する要件が満たされていなければならない。

(技術提案の記載)

第4条 入札参加者は、総合評価競争入札において技術提案がある場合は、一般競争入札にあつては入札参加資格確認申請書に、指名競争入札にあつては技術資料に提案内容を記載するものとする。

(技術提案の審査)

第5条 前条の規定により提出された技術提案のうち、施工計画提案がある場合の審査は、愛知県建設部総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）において行うものとする。

2 前項の場合、委員会の評価意見をもとに、半田市指名審査会（以下「審査会」と

いう。)において評価を決定するものとする。

(技術的能力の審査結果の通知)

第6条 市長は、技術的能力の審査の結果、入札に参加させることが適当と認めるときは、一般競争入札においては入札参加資格確認通知により、指名競争入札においては指名通知により入札参加者に通知をするものとする。

2 市長は、技術的能力の審査の結果、入札に参加させることが適当でないと認めるときは、その理由を入札参加資格審査結果通知書(様式第1)により入札参加者に通知するものとする。

(技術的能力の審査結果に対する説明等)

第7条 前条第2項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受け取った日から5日(当該日数の算定にあたっては、半田市の休日を定める条例(平成元年半田市条例第29号)第1条第1項各号に規定する半田市の休日を除く。次項において同じ。)以内に市長に対し、書面により説明を求めることができるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき説明を求められた場合は、前項の書面を受理した日から5日以内に入札参加無資格理由書(様式第2)により回答するものとする。

(落札者決定基準)

第8条 政令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準として、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法その他の基準を定めるものとする。

2 政令第167条の10の2第4項に規定する学識経験者からの意見聴取は、委員会において行うものとする。

3 落札者決定基準は、委員会での意見を聴取したうえで、審査会において決定するものとする。

(評価基準)

第9条 評価基準は、次の評価項目及び得点配分により行うものとする。

(1) 評価項目は、施行計画に関する事項、企業の技術力に関する事項、配置予定技術者の能力に関する事項、地域精通度及び地域貢献度とする。

(2) 得点配分は、技術的能力の要件を満たしている場合に標準点を与え、さらに技術提案等の審査、評価により加算し、その合計点を評価点とする。各評価項目についての得点配分は、その必要度及び重要度に応じて別途定めるものとする。

(評価の方法)

第10条 評価の方法は、次の式により算定するものとする。

$$\text{評価値} = \left(\frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{標準点}} \right) \div \left(\frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right)$$

なお、入札価格が基準価格以下の場合は基準価格を代入する。

(落札者決定の方法)

第11条 落札者は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、評価値の最も高い者とする。

2 前項の規定にかかわらず、落札者となるべき者の当該入札による価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めたときは、その者を落札者とせず、入札をした他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とするができる。

3 前項の落札者の決定において、総合評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

4 政令第167条の10の2第5項に規定する学識経験者からの意見聴取は、委員会において行うものとする。

(落札者の公表等)

第12条 市長は、前条の規定により落札者を決定したときは、当該入札に参加した者に落札者及び評価値等の評価結果を通知するとともにこれを公表するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月11日から施行する。

様式第1（第6条関係）

年 月 日

入札参加資格審査結果通知書

殿

半田市長

印

下記工事に係る入札参加資格について審査した結果、不適格となりましたので通知します。

記

1 対象工事

(1) 工事名

(2) 路線等の名称

(3) 工事場所

2 不適格とした理由

様式第2（第7条関係）

年 月 日

入札参加無資格理由書

殿

半田市長

印

年 月 日付けで説明を求められた下記工事に係る入札参加資がない理由は、次のとおりです。

記

1 対象工事

(1) 工事名

(2) 路線等の名称

(3) 工事場所

2 理由の説明